

令和5年度第1回豊中市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（会議概要）

日 時：令和5年（2023年）8月22日（火）13時30分～14時15分

場 所：豊中市立生活情報センターくらしかん 体験学習室

出席者：稲垣委員、中橋委員、東口委員、平井委員

○事務局

<開会>

- ・新任委員紹介
- ・資料確認

○会長

本日の専門分科会は、報告案件が3件となっております。案件3が特定の法人の情報であって、公にすることで当該法人の利益を害する恐れがありますので、非公開としたいと思います。みなさま、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○会長

それでは、案件3につきましては非公開とさせていただきます。
事務局から本日の委員の出席状況の報告をお願いします。

○事務局

委員定数5名のうち4名が出席されており、条例で定める会議の開催要件である過半数を超えておりますので、本日の会議が有効に成立していることを報告いたします。

■案件1．母子父子寡婦福祉資金の貸付状況について

○事務局

<資料1についての説明>

○会長

ただいまの説明について、ご意見等ございますでしょうか。

（意見・質問なし）

■案件2．令和4年度社会福祉法人等の指導監査結果について

○事務局

<資料2についての説明>

○会長

ただいまの説明について、ご意見等ございますでしょうか。

○委員

事故防止のための監査は非常に重要なことでありまして、近年注目されているところなので、重点的にしていただきたいところでもあります。

また、非常にたくさんある保育所の記録簿の簡素化も考えていただきたいと思います。保育士の業務が保育に集中でき、保育計画や指導計画に重点を置けるようにしていただきたいです。避難訓練の記録などはチェックだけでいいのではないかと、何人がどこからどう避難して何時何分に終了したということまで必要なのかという点がございます。保育士が保育の内容を高められるような方向でご指導いただければ助かります。

○事務局

避難訓練につきましては、実施いただくことが重要だと考えております。監査の際には実施したことがわかる記録を確認させていただきますが、記録の中身については簡素化しても問題ないと考えております。

○事務局

補足させていただきます。計画にしっかりと役割分担などが書かれていますと、この通りに実施したのだらうと予測できるのですが、計画が簡略化されていますと我々としても実態をなかなか確認できないというのが実情ではあります。各施設と対話を行い、簡素化に向けてお互いに知恵を出し合いながら進めていきたいと思っております。

○会長

ICT を活用して記録をつけるということが増えており、子ども達の出席管理や保護者への伝達も含めて ICT を利用している園が増えていると思うのですが、そのあたりについて監査の中で気になることや、例えば指導監査の説明の中で ICT に対応することについての発信や意見交換はあったのでしょうか。

○事務局

施設によって導入するシステムは様々となっています。基本的に監査においては、システムに記録されている内容が確認できれば書面や別の資料の用意を不要としています。監査の中でどのシステムが良いかというようなご相談をいただくこともあります。どのような機能を求めるのか施設の職員から意見を吸い上げていただいて導入に向けて話を進めていただきたいとお話をさせていただいています。

また、保護者にとっても ICT 化を進めるメリットは多いと導入している施設からは聞いています。我々から特定の事業者を薦めることはできませんが、連絡帳の機能などは保護者からもかなり評判が良いと聞いていますので、各施設で導入を進めていただけるように

我々からも促進をしている状況です。

○事務局

新しくアプリの導入を検討している園に対して、同じアプリをすでに利用している園の幼児教育アドバイザーを派遣したことがあります。そういう仕組みは今後活用できると思っています。

また、ちょっとした言い回しで保護者の方が傷ついたり、送信ミスがあったりということも考えられますので、リテラシー研修を冬に実施する予定としています。

○会長

ICT を導入することの良さもありますが、職員同士が直接話さずに伝達だけが進んでしまうというような状況になる恐れもあります。先ほど委員がおっしゃったように、保育の充実にならない、子どもにとって全然メリットがないということが起きないようにすることが大事だと思います。難しいとは思いますが、これまでのように丁寧に見ていただきたいと思います。

○委員

今年 10 月からインボイス制度が施行され、来年 1 月から電子帳簿保存法が施行されます。電子帳簿保存法は各施設の会計に適用されるのか。もし適用されるとするならば、現状の体制はどのようになっているのか。我々の業界からすれば非常に大変なことです。適用されるかどうか私は存じ上げていないんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○委員

利用者がいつでも見られるように、決算書等を主たる事務所に備え置きなさいという規定がございます。パソコンの画面で見られるようにするのはダメなのかと国へ確認したところ「紙で置いてください」ということでした。今でもどの施設でも紙で 1 冊置いていると思います。この辺りを見直すように私も国に進言してまいりますので、どうか後押しをしていただきたいと思います。

○事務局

現在のところ、電子帳簿に係る国の通知等はありません。また、監査においては紙でなければいけないということはありませんので、必要な部分を印刷していただきながら対応しています。

○委員

電子帳簿保存法というのは、電子で来た請求書関係は電子的に保存しなさいというものですから、紙を否定するわけではないです。従来通り紙で来た請求書は紙で保存いただくので構いません。WEB 上で来た請求書は電子で保存しなさいよというのが電子帳簿保存法で

す。当然、一般企業については対応しなければいけないわけですが、保育のような特殊会計の世界ではどうなのかなど。一度ご確認いただければと思います。

○委員

税理士さん次第というところがありますね。税理士さんによって紙でないとダメと言う人とデータで良いと言う人と両方いますので。

○事務局

監査に同行いただいている公認会計士にも確認いたします。

○会長

どんどん新しいことが出てきますので、こういったところでいただけのご意見は貴重だと思います。

<以下、非公開案件>

■案件3. 保育所の特別指導監査結果等について